

〈〈令和元年度〉〉 うるま市住宅リフォーム支援商品券発行事業 【申請の手引】

この手引は、うるま市住宅リフォーム支援商品券発行事業を利用して交付を受けようとする方のために必要な手続き等についてまとめたものです。記載事項をよくお読みいただき、内容についてご理解のうえ手続きを進めてください。また、商品券の交付が完了するまで、この手引をお手元に保管し必要事項をご確認いただきますようお願いいたします。

■ 受付期間および受付時間

期 間：令和元年8月1日（木）～（先着順）

※商品券交付決定額が予算額に達し次第、受付終了となります。

時 間：9：30～12：00、13：00～16：30（土日祝日を除く）

■ 商品券の利用期間

◆リフォーム工事完了後に交付する商品券の利用期間

令和元年8月19日（月）～ 令和2年2月7日（金）

※商品券は「うるみん商品券」となります。

※利用期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できません。

※上記利用期間の変更はできませんのでご了承ください。

■ 申請窓口

「交付申請書受付」

「工事（変更・中止・廃止）承認申請書受付」

「工事完了報告書兼交付請求書受付」

「商品券交付」

うるま市商工会（与勝本所）のみ
※石川支所での申請はできません

■ 資料配布場所

◆「うるま市商工会窓口」及び「うるま市役所西棟商工労政課窓口」での配布

◆下記ホームページから資料等をダウンロードすることができます。

うるま市商工会ホームページ <http://www.uruma-shoko.jp/>

うるま市ホームページ <http://www.city.uruma.lg.jp/iina/>

1. 商品券交付を受けるための要件について

住宅リフォーム支援の商品券交付を受けるための要件は以下のとおりです。

要件1 申請者に関する要件

申請者は、次の全ての要件を満たすことが必要になります。

- ①市の区域内に住所(住民登録)を有し、助成対象となる住宅リフォーム工事を行う住宅に居住し、かつ当該住宅を所有している者(共有者を含む)。

※ただし、以下の場合でも要件1-①と同様とみなす場合があります。

◇単身赴任等の理由により、工事を行う住宅の所有者が市内に住所を有せず、所有者と生計を一にするご家族が当該住宅に居住している場合。(所有者が住所地に住宅を所有している場合は該当になりません。)

◇所有者が高齢である等の理由により、工事を行う住宅の所有者の親族が、所有者に代わり工事の費用を負担する場合。

- ②市税(固定資産税、市県民税、国民健康保険税等)を滞納していない者。

要件2 対象となる住宅に関する要件

対象となる住宅は、次の全ての要件を満たすことが必要となります。

- ①市の区域内に存する個人住宅であること。
- ②本人又は家族の居住に供する住宅であること。
- ③賃貸の用に供していない住宅又は賃貸の用に供する予定のない住宅であること。
- ④アパートやマンションといった集合(共同)住宅については、申請者の専有部分のみを対象とする。
- ⑤店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅については、申請者の居住部分のみを対象とする。
- ⑥工事着工時において、建築後1年を経過している居住用途の住宅であること。

要件3 対象となる住宅リフォーム工事に関する要件

対象となる住宅リフォーム工事は、次の全ての要件を満たすことが必要となります。

- ①商工会により登録された、市の区域内に本社、本店がある法人又は市内に住所を有する個人の施工業者による住宅リフォーム工事であること。

※登録業者については、商工会へお問い合わせください

- ②対象となる住宅リフォーム工事に要する経費が20万円以上(消費税および地方消費税の額を除く)であること。

- ③住宅・居住部分のリフォーム工事であること。

- ④交付申請する住宅リフォーム工事箇所について、国、県または市の他の制度による補助、助成又は扶助を受けていない又は受けようとしていないこと。(ただし、当該補助等の対象外となる工事及び介護保険法に基づく住宅改修費の支給及び障害者支援法に基づく住宅改修費の支給を受けているもので、その支給限度額を超える工事を行う場合を除く)

- ⑤交付決定後に住宅リフォーム工事を着工し、令和2年1月10日(金)までに工事を完了し、その代金を支払い、工事完了報告書兼交付請求書(様式第5号)を提出すること。

※交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりません

要件4

交付の対象となる主な工事例

区分	工事内容	備考	
対象工事	外装工事	同一棟の住宅の増築	附属建物を残して、別棟を全て新築する増築は×
		住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	
		屋根の葺替、防水、塗装その他の屋根工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む
		外壁の張替、防水、塗装、その他の外装工事	
		サッシ及びガラスの取付、取替、その他の建具工事	
		雨樋の取替、改修その他の樋工事	
	内装工事	外壁・屋根・天井の断熱化工事	
		部屋の新設・間仕切りの変更	
		手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張、その他のバリアフリー改修工事	他の助成制度の対象となる部分は×
		防音工事	
		床材、壁材、天井材の張替、その他の内装工事又はタイル工事	フローリング等床暖房(ガスや電気式)工事も対象
		床材、壁材、天井材の塗替、その他の塗装工事又は左官工事	
	建設工事	ドアの取替、襖・障子の張替、畳の取替・表替、その他の建具工事	
		室内カーテン・ブラインドの取付・取替(カーテンレールの取付含む)	主が行う取付・取替のみは× 既製品以外の特注品の取付は○
		ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴室工事	
		システムキッチンの取替・設置、その他の厨房工事	システムキッチンについてIH機器等の設置のみは×。 機器等をシステムキッチンに組み込む場合は○
		洗面台、便器の取替、その他の衛生設備工事	増築、改築、減築、その他のリフォーム工事に伴う取替及び設置(ウォシュレット等温水便座やタンク等の周辺機器の取替、設置は対象外)
		給水管、排水管及びガス管の取替、その他の配管工事	
	その他	配線、コンセントやスイッチ取付、照明器具、その他の電気設備工事	
		太陽熱温水器、その他の省エネ設備工事	太陽光発電設備及び高効率給湯器の設置は除く。 設備の単体設置は除く
構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体工事		リフォームに伴う部分の解体であれば○(単独は×)	
改修等に伴う増築工事			
一部対象	住宅の耐震補強工事		
	商工会会長及びうるま市が対象工事であると判断できる工事		
	市の助成制度	排水設備工事(浄化槽から下水道への切替工事) 在宅の要介護者・要支援者が手すりなど構成労働大臣が定める種類の住宅改修	各制度の補助対象とならない部分を明確に示すことができる場合は、その部分を対象とする。
対象外工事	その他	太陽光発電システムの設置工事	太陽光設置工事に加え、他の住宅リフォーム工事を併用する場合のみ対象
	建築工事	新築工事	敷地内、別棟の増築も対象外
		住宅部分以外の工事(店舗、事務所、ウッドデッキ、カーポート等)	
		車庫、物置、倉庫の設置	
		植樹、剪定等の植栽工事、造園工事	
		外構工事(門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、野外給排水工事等)	
		合併処理浄化槽工事	
		雨水浸透枳、雨水タンク等の設備工事	
		広告塔や広告看板等に関する工事	
	機器の 新設 及び 新設	下水道、合併浄化槽等への接続工事	
		防犯用ライト及び防犯カメラ設置工事	
		電話やインターネットの配線工事	
		消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災報知機、ガス漏れ警報機も対象外
		家電製品購入・設置及び備品購入・設置 (冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ(配線工事有)、AV機器、高効率給湯器、照明器具、その他移動可能な電化製品、ガス(IH)コンロや温水洗浄便座等の機器、カーテン・ブラインドの新設、家具、食器棚、書庫等)	簡易的に取り付け、取り外し可能な機器や家具などは対象外
		リフォーム以外の工事 (シロアリ駆除、防蟻処理、テレビアンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続、太陽光発電システム、図面・書類作成費など)	

【市の助成制度について(参考)】

(1) 排水設備工事(浄化槽から下水道への切替工事) : うるま市公共下水道接続促進事業補助金

担当部署 : うるま市下水道課排水設備係 TEL : 098-973-7977

(2) うるま市介護保険居宅介護及び介護予防住宅改修費支給事業

担当部署 : うるま市介護長寿課給付係 TEL : 098-973-3208

2. 商品券交付を受けるための留意事項について

商品券の交付を申請する前に、**要件1**・**要件2**・**要件3**・**要件4**と併せて、以下の留意事項についてもご確認ください。

(1) 交付申請・審査等に関する事項

- ①提出された申請書類の審査（事前審査・変更審査・完了審査）について、内容によりそれぞれ1日～3日の日数を要します。
- ②個人事業主の方が、自らもしくは生計を一にする（住宅について共有関係にある）配偶者等が申請人となって、自己の住宅のリフォーム工事を行う場合は、交付の対象となりません。
- ③工事内容の審査に伴い、必要に応じて工事内容についての質問や、担当職員（商工会職員又はうるま市商工労政課職員）による現地調査を行う場合があります。
- ④交付申請内容について、以下のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、すでに交付した商品券の返還を求めることがあります。
 - ◇偽り、その他の不正な手段により交付を受けようとしたとき、又は受けたとき
 - ◇交付決定内容、これに付した条件、その他別途定めるうるま市住宅リフォーム支援商品券発行事業要領に違反したとき
 - ◇その他、商工会長が不適正と認める事由が生じたとき

(2) 商品券に関する事項

- ①商品券の交付は、原則として1所有者1回かつ1住宅につき1回です。
- ②商品券の交付予算額は「250万円」です。
- ③商品券の交付金額は、下記のとおり住宅リフォーム工事費の額に応じて交付し、1住宅の工事費に対する交付上限額は10万円となります。

住宅リフォーム工事費 (消費税および地方消費税の額を除く)	交付額 (商品券)
20万円以上～30万円未満	2万円
30万円以上～40万円未満	3万円
40万円以上～50万円未満	4万円
50万円以上～60万円未満	5万円
60万円以上～70万円未満	6万円
70万円以上～80万円未満	7万円
80万円以上～90万円未満	8万円
90万円以上～100万円未満	9万円
100万円以上	10万円【上限】

※商品券は、対象となる住宅リフォーム工事費への支払いには利用できません。

※商品券にプレミアムは付きません。

④交付する商品券の内容

- ◇交付する商品券は「うるみん商品券」になります。
- ◇商品券1枚あたりの額面は「1,000円」です。
- ◇商品券1冊あたり1万円分(1,000円券10枚綴り)の商品券となります。

⑤交付する商品券は、商工会により登録された「うるみん商品券取扱店」でご利用できます。

- ◇商品券交付時に「うるみん商品券取扱店一覧表」をお渡しします。

⑥交付する商品券には利用期間があります。

商品券利用期間：令和元年8月19日（月）～令和2年2月7日（金）

- ◇利用期間内に商品券取扱店にてご利用ください。
- ◇利用期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できません。

⑦商品券の利用対象にならないもの

- ◇現金との換金、金融機関への預け入れ
- ◇土地・家屋購入、家賃、地代、駐車場等の不動産に関わる支払い
- ◇商品券、ガソリン券、ビール券、図書券、おこめ券、切手、ギフトカード、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ◇タバコの購入に対する支払い
- ◇株式、先物、宝くじ等の金融商品
- ◇通信販売による支払い
- ◇ネットオークション等への出品や個人間の転売
- ◇パチンコ等遊興娯楽費の支払い
- ◇国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い
- ◇風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関わる支払い
- ◇医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ◇保険適用対象の医療・介護サービス
- ◇日常の光熱費としてのプロパンガス料金の支払い
- ◇車検への支払い
- ◇その他、商工会会長が指定するもの

⑧商品券の取扱いについて

- ◇利用期間を過ぎた商品券の換金及び商品との交換は一切行いませんのでお早めにご利用ください。
- ◇**ご利用に際して「おつり」はできません。**額面以上の金額でご利用ください。
- ◇取扱店によっては、商品券が取扱いできない商品・サービス等がある場合があります。
- ◇商品券は汚したり、折り曲げたりせずに、現金同様に扱ってください。
- ◇商品券の盗難・紛失・滅失・破損並びに利用期間経過による商品券の無効化に対し、商工会は一切の責任を負いません。

3. 手続きの流れ

項 目	手続きの期間・窓口等	提出書類・その他留意事項等
1. 準 備	◆事前に事業内容等を確認のうえ、申請に必要なとなる書類を準備してください。	
2. 申 請	<p>【申請受付期間】 令和元年8月1日(木)～ (先着順) ※商品券交付決定額が予算額に達し次第終了</p> <p>【申請窓口】 うるま市商工会(与勝本所)</p> <p>【受付時間】 午前受付:9:30～12:00 午後受付:13:00～16:30 ※土日祝日を除く</p>	<p style="text-align: center;">＜下記の書類を申請窓口に提出してください＞</p> <p>① 交付申請書(様式第1号) ※施工業者が代理申請をする場合は、事業所所在地・事業所名・担当者名を記入の上、社印を押印願います。</p> <p>② 平成31年度 固定資産税当初納税通知書</p> <p>③ 完納証明書 ※納期到来分の固定資産税、市県民税、国民健康保険税等に関し、滞納のない証明が必要です。 ※うるま市役所市民課(本庁舎東棟・与那城出張所・勝連出張所・石川出張所)において発行された<u>原本</u>に限ります。領収書等の添付は不要です。納税期義務者氏名欄に「外△名」の記載がある場合は、共有者名を記入したものに限り。市県民税が非課税の場合は非課税証明書をご提出願います。住宅が共有名義の場合、共有者全員の完納証明書の提出が必要です。</p> <p>④ 工事見積書 ※工事期間・工事箇所・工事金額等といった工事内容の詳細が明記され、施工業者の記名・捺印のあるものに限り。※対象経費、工事区分ごとの経費が分かるもの。</p> <p>⑤ 契約書又は請書(写) ※作成の場合のみ提出してください。 ※工事期間・工事箇所・工事金額等といった工事内容の詳細が明記され、施工業者の記名・捺印のあるものに限り。</p> <p>⑥ 工事の設計図書又は施工箇所の見取図(写) ※作成の場合のみ提出して下さい。 ※塗装工事のみの場合、工事を行う住宅等の写真又は画像を印刷したものを使用して施工部分に印をつけることで省略可。</p> <p>⑦ 工事箇所(施工前)の現況カラー写真又はカラー画像を印刷したもの ※工事予定箇所と全景の写真を提出してください。 ※不鮮明な写真は不可。 ※様式第1号付表にカラー写真を貼付し工事箇所・工事内容を明記してください。</p> <p>⑧ その他、商工会会長が必要と認める書類 ※完納証明書の発行がされない場合や、申請者と住宅所有者との関係が確認できない等申請内容に不明な事項がある場合、住民票・戸籍謄本・登記簿謄本等の提出が必要となる場合があります。</p>

項目	手続きの期間・窓口等	提出書類・その他留意事項等
3. 事前審査		<p>◆提出書類に基づき、工事内容等の確認を行うことにより、商品券を交付するための要件に適合しているか、対象工事となっているかを審査します。</p> <p>◆工事内容の審査に伴い、必要に応じて工事内容についての質問や担当職員(商工会職員又はうるま市商工労政課職員)による現地調査を行う場合があります。</p> <p>◆審査の結果、不適正と認められる事由が生じたときは、商品券の交付決定を取り消す場合があります。</p> <p>※審査について、内容により1日～3日程度の日数を要します。</p>
4. 交付決定	<p>※予算額の範囲内において 随時交付決定を行う</p>	<p>◆提出書類や工事内容を審査し、商品券交付決定対象者に対し、商工会より下記の書類が発行されます。</p> <p>① 交付決定通知書(様式第2号)</p> <p>※交付決定は最終的な商品券の交付を保証するものではありません。 商品券の交付まで、順次必要な手続きを行ってください。</p>
5. 着工		<p>【工事施工期間】: 交付決定を受けた日～令和2年1月10日(金)まで</p> <p>※交付決定前に着手した工事は対象外となります。</p>
6. 変更申請	<p>【申請窓口】 うるま市商工会(与勝本所)</p> <p>【受付時間】 午前受付: 9:30～12:00 午後受付: 13:00～16:30 ※土日祝日を除く</p>	<p>◆交付申請及び交付決定後、工事内容の変更や工事の中止又は廃止が生じた場合は、必ず下記の書類を申請窓口に提出してください。</p> <p>① 住宅リフォーム工事(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)</p> <p>※中止・廃止の場合は①のみのご提出となります。</p> <p>② 変更後の工事見積書(写)</p> <p>③ 工事変更計画書(写)</p> <p>※工事費のみ変更する場合は不要</p> <p>④ 工事箇所の現況のカラー写真又はカラー画像を印刷したもの</p> <p>※工事費のみ変更する場合は不要</p> <p>⑤ 変更後の工事契約書(写)</p> <p>※施工業者を変更する場合に必要です。</p> <p>⑥ その他、商工会会長が必要と認める書類</p> <p>◆提出書類に基づき、工事内容等の確認を行うことにより、商品券を交付するための要件に合致しているか、対象工事となっているかを審査します。</p> <p>◆工事内容の審査に伴い、必要に応じて工事内容についての質問や担当職員(商工会職員又はうるま市商工労政課職員)による現地調査を行う場合があります。</p> <p>◆審査の結果、不適正と認められる事由が生じたときは、商品券の交付決定を取り消す場合があります。</p> <p>※審査について、内容により1日～3日程度の日数を要します。</p> <p>◆審査に基づき、申請書類の内容が承認された場合、商工会より住宅リフォーム工事(変更・中止・廃止)承認書(様式第4号)が発行されます。</p>
7. 工事完了	<p>【受付締切日】 令和2年1月10日(金)</p> <p>【報告受付窓口】 うるま市商工会(与勝本所)</p> <p>【受付時間】 午前受付: 9:30～12:00 午後受付: 13:00～16:30 ※土日祝日を除く</p>	<p><工事完了後、速やかに報告受付窓口に下記の書類を提出してください></p> <p>① 工事完了報告書兼交付請求書(様式第5号)</p> <p>② 工事代金の領収証(写)及び支払振込確認ができる通帳(写)</p> <p>③ 工事代金の明細書(写)</p> <p>※明細内容が「〇〇工事一式」のものは不可です。</p> <p>④ 工事箇所の施工中のカラー写真又はカラー画像を印刷したもの</p> <p>⑤ 工事箇所の工事完了後のカラー写真又はカラー画像を印刷したもの</p> <p>※不鮮明な写真は不可。様式第5号付表A・Bに写真を貼付し、工事箇所・工事内容を明記してください。</p>

項目	手続きの期間・窓口等	提出書類・その他留意事項等
8. 完了審査		<p>◆提出書類やこれまでの審査内容(事前審査・変更審査)を踏まえ、計画通りに住宅リフォーム工事が施工されているかを審査します。</p> <p>◆工事内容の審査に伴い、必要に応じて工事内容についての質問や担当職員(商工会職員又はうるま市商工観光課職員)による現地調査を行う場合があります。</p> <p>◆審査の結果、不正等があれば交付決定を取り消す場合があります。</p> <p>※審査について、内容により1日～3日程度の日数を要します。</p>
9. 商品券交付	<p>【交付期間】 令和元年8月1日(木)～ (随時交付)</p> <p>【交付窓口】 うるま市商工会(与勝本所)</p> <p>【受付時間】 午前受付:9:30～12:00 午後受付:13:00～16:30 ※土日祝日を除く</p>	<p>◆審査合格後、商工会より商品券交付通知書(様式第6号)・商品券受領書(様式第7号)が発行されます。</p> <p>◆上記の書類を受け取り次第、交付窓口にて商品券の交付が受けられますので、下記のことを準備のうえ、窓口で商品券をお受け取りください。</p> <p>① 商品券交付通知書 ② 商品券受領書(様式第7号) ③ 印鑑(認印可)</p> <p>※申請者本人以外の方が商品券を受領される場合は、委任状のご提出が必要です。商品券受領書(様式第7号)の中にある該当記載欄に必要事項をご記入ください。</p> <p>④ 窓口で受領する方の顔写真が付いた身分証明となるもの</p> <p>※窓口で運転免許証やパスポート等をご提示いただき、商工会にて写しを取らせていただきます。また、顔写真がついた身分証明書をお持ちでない方は、2種類以上の身分証明書(住民基本台帳カード、健康保険被保険者証、年金手帳等)を提出いただきます。</p>

4. 個人情報の取り扱いについて

うるま市商工会が収集した個人情報(氏名、生年月日、住所等、その個人を識別特定化できるもの)は、本事業の実施及び関連する調査のため以外には利用いたしません。ただし、次に該当する場合、申請者本人の同意なく個人情報を当該第三者に開示する場合があります。

- ① 令に基づき、警察、裁判所等の国や地方の諸機関より、個人情報の開示が求められた場合
- ② うるま市商工会の権利や財産を保護するために開示が必要な場合
- ③ その他申請者本人が第三者に不利益を及ぼす等、開示が、正当な事由がある場合

<お問合せ先>

うるま市商工会(与勝本所)
住 所：うるま市勝連平安名 2884 番地 1
T E L：978-3168
F A X：978-3940
うるま市 経済部 商工労政課
住 所：うるま市みどり町 1 丁目 1 番 1 号 (うるま市役所西棟)
T E L：923-7634
F A X：923-7627